

要旨：触法・被疑者となった高齢・障がい者については、その特性に応じた再犯に対しての矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にあり、再犯防止の観点から、矯正施設に代わる更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できる仕組み作りを行うことを目的とする。

A. 研究目的

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをするための支援を行なっている福祉関係者にとって、「ふつう」という言葉の意味によく悩まされることがある。

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをすることこそが人としての幸せだと信じている私たちにとって、罪を犯した障がい者の支援に携わり、生活環境を整え、障がいの特性に応じた援助を行い、彼らの居場所や仲間を見つけ、その人なりの仕事を見い出して安定した生活に変わっていく様は何よりの喜びなのである。しかし、中には自由奔放さを求め、再びホームレス生活に戻り罪を犯した人もいる。

彼らの生きづらさの背景に多く共通して見えてくるものは、守りとしての家庭教育力の劣悪さや義務教育の中で障がい児としての学校教育を受けずに成人したことによる、社会規範学習の欠落、不足がある。家庭や学校教育、地域社会の中で身につけているはずの社会規範や社会生活上のルールに対する意識が備わっていない人たちの価値観や生き方は私たちが考える「ふつう」とはまるで異なっている事を思い知らされる。

ホームレスの人にとっては、ホームレス生活が「ふつう」の生活であり、私たちの考える「ふつう」の生活ではないが、人それぞれの「ふつう」の生活の在り方やQOLの捉え方があり、幸せの形や生き方は人それぞれであって良いと思う。

しかし、人の権利を侵害し、社会に迷惑をかけ、犯罪者として刑事施設等で生活することを「ふつう」にしてはならない。

近年、刑事施設を退所した後のセーフティネットとしての福祉的支援が注目されているが、もっと早い時期から支援することによって、福祉本来の役割がより果たせるのではないかとの想いを改めて強く抱く今日この頃である。

私たちは、今後とも様々な障がい者と向き合い、

共に寄り添いながらその人にとっての生き甲斐探しや幸せな生き方を地域社会の中で模索していきたい。

「触法・被疑者」となった高齢・障がい者について、その特性に応じた再犯に対しての矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にある。実刑には至らないものの犯罪事実が認められる、いわゆる「反社会的行動」は、福祉の現場においては日々直面している問題であり、再犯防止の観点から、そのような更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。

援護を必要とする触法障がい者にとって、更生の支援を得ることは、再犯防止の意味だけでなく、人生の質（QOL）を高めることであり、福祉の役割が発揮されなければならない。又、複雑で多様な問題を抱える触法障がい者の支援は、法学・社会学・心理学・教育学・社会福祉学等により多面的・重層的に行われる必要があり、加えて行政面での支援と福祉的支援体制の構築が求められる。

本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、モデル事業を通して、刑事施設等に代わり、福祉の立場から不起訴処分・起訴猶予処分になった対象者への更生教育を行う「地域社会内訓練事業」の仕組み作りを目指す。

B. 研究方法

本研究では図1の通り、研究分担者の下に3つのワーキングチームを設置し、以下の項目について研究を実施する。

○ 「地域社会内訓練事業」の実施による仕組み作りと全国4か所での更生プログラム開発

「地域社会内訓練事業」の流れは、図2の通りである。公判中に依頼があるモデル1と、判決・処分決定後に依頼があるモデル2に分かれる。

「地域社会内訓練事業」を実施するにあたり、人

権擁護の観点から訓練の始まりから終わりにわたりその必要性や期間、内容、効果等を検討するオンブズマン的役割が必要である。具体的には、矯正施設ではなく「地域社会内訓練事業」の必要性、妥当性や期間の検討を行う「**判定委員会**」、「地域社会内訓練事業」の効果（有効性）を検証する「**検証委員会**」を設け各々のワーキングチームにより、機能・役割・必要性等を検討し、仕組み作りを行う。

「地域社会内訓練事業」における更生プログラム内容の検討を行う「**更生プログラム開発委員会**」を設置し、「犯罪」に対して特別な支援・教育を専門的に実施しモデル的役割を果たす。

全国4か所（岩手県・栃木県・滋賀県・長崎県）で対象者を受け入れ、「更生プログラム開発に関する研究」を実施し、実践における課題点を分析するとともに、実効性のある更生プログラムを提起する。

○ 福祉的支援体制の構築

（倫理面への配慮）

松村研究分担グループにおけるモデル的实践に係る個人情報の管理については、その実践内容の特性上、人権及び倫理面への配慮は、研究効果に支障のない範囲で、最大限考慮しなければならない。

したがって、各委員会での個人情報については、以下のように取扱い事項（ガイドライン）を決め、実践研究にあたる

1. 対象者の個人情報は、各委員会に所属する委員に限り閲覧可能とすること。
2. 各ワーキングチーム（判定委員会、検証委員会、更生プログラム開発委員会）の委員会にて提出される個人情報の氏名については、個人が特定できないことを原則として、A氏（Aさん）、B氏（Bさん）、C氏（Cさん）等の匿名を使用すること。
3. 提出された個人情報については、各委員会終了後、その都度速やかに事務局にて回収すること。
4. 対象者の個人情報は、むやみに複写をとらず、目的の最小限の範囲内とし、各委員以外には閲覧しないこと。
5. 対象者の個人情報を関係委員へ提供する必要がある場合は、電子メールやFAXでの提供は行わず、郵送もしくは直接、関係委員に手渡しすること。
6. 効果的な実践研究等の為、各委員会にて個人の氏名を明記する必要がある場合は、その旨の本人の同意書を別に得た上で行うこと。
7. 研究分担者及び各委員会委員長は、個人情報の取扱いについて、本取り決め事項を関係委員に周知徹底を図ること。

図1 「地域社会内訓練事業」の実践研究

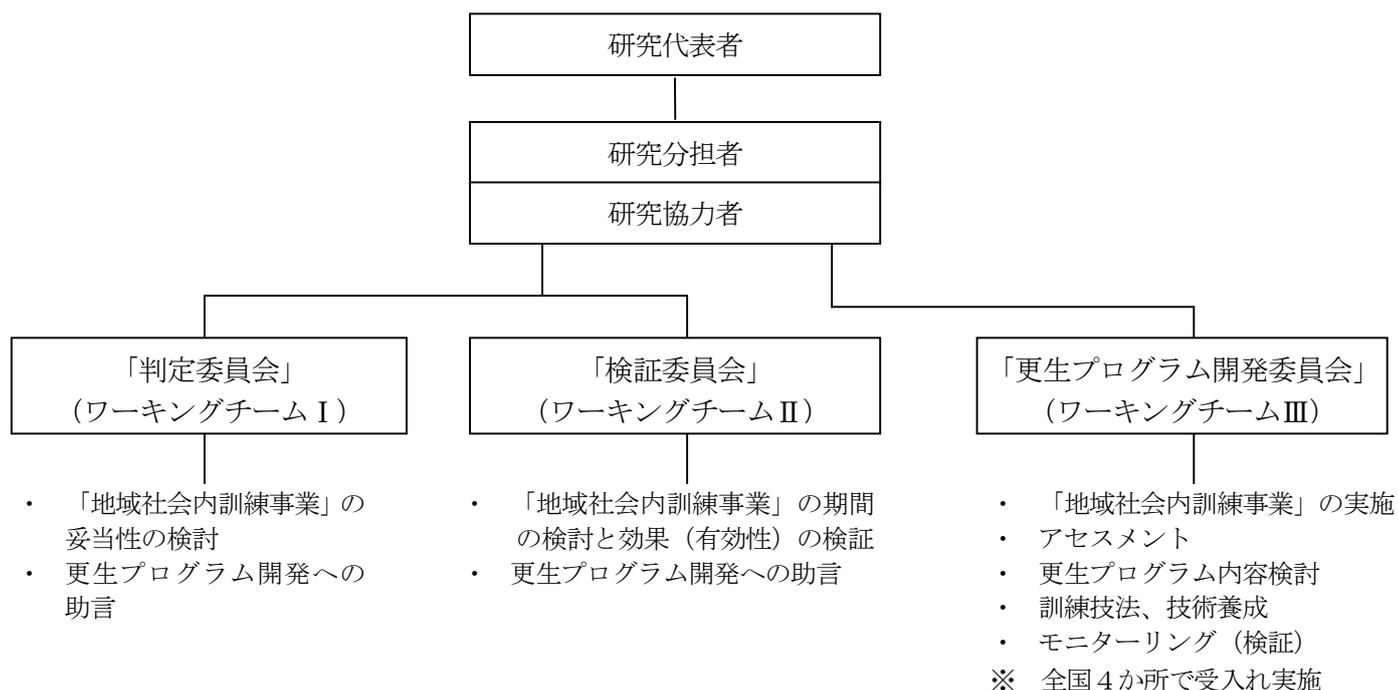
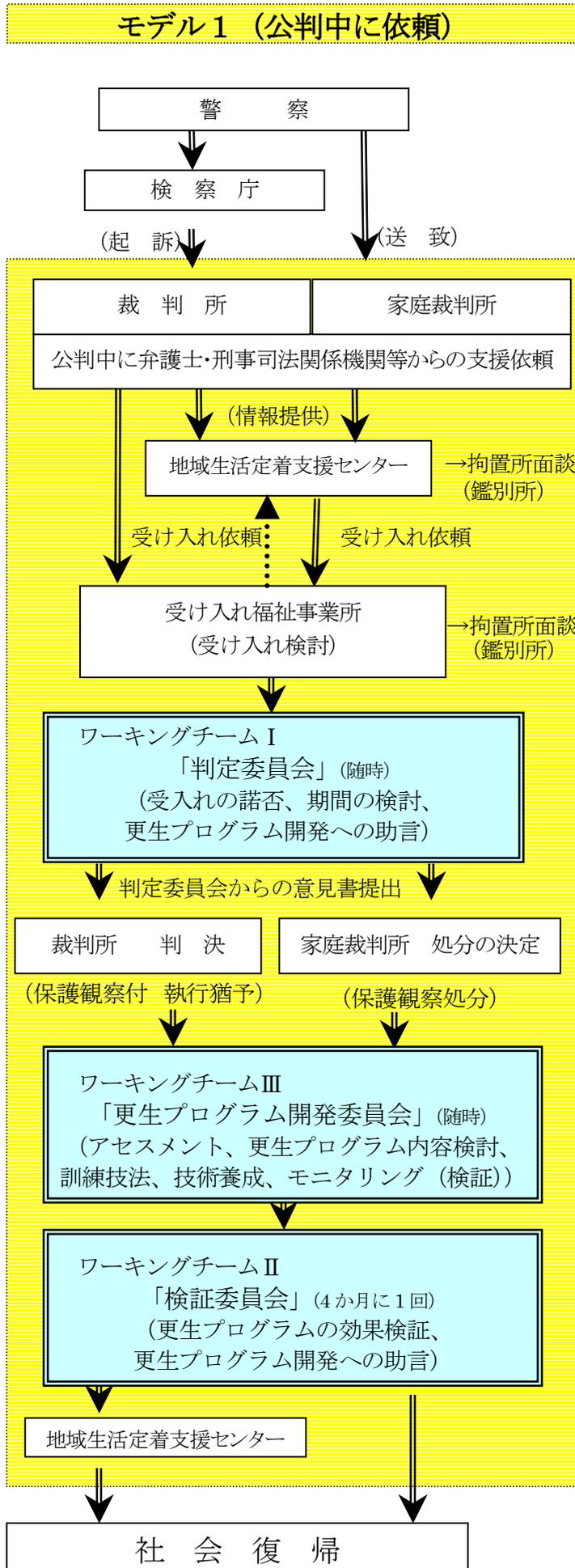


図2 「地域社会内訓練事業」の流れ イメージ図 平成22年版



C. 研究結果

平成 22 年度の当研究グループはテーマに対し、触法・被疑者となった障がい者に対して「地域社会内訓練事業」の円滑な実施に向けモデル的实施を行った。

長崎県の「地域社会内訓練事業所」におけるモデル的実践を中心に、人権擁護の観点から 3 つの委員会（「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」）を立ち上げ、「地域社会内訓練事業」の仕組み作りに取り組んだ。

「判定委員会」「検証委員会」は長崎県で、「更生プログラム開発委員会」は、全国 4 か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で実施した。

平成 22 年度の「地域社会内訓練事業」における「判定委員会」「検証委員会」及び「更生プログラム開発委員会」のモデル的実践状況は以下のとおりである。

1. 「判定委員会」について

「判定委員会」は長崎県にて実施した。

1.1 「判定委員会」の概要

【目的】

被疑者又は被告人（公判中）及び、保護観察付執行猶予等を受けた障がい者の再犯防止や更生自立の為の地域生活支援を行うにあたり、障がいの特性及び犯罪の状況を考慮し、更生のための適正な福祉への移行を行うため、専門的な委員会のあり方や組織の構成・機能等を検討する。

同時に、更生プログラム開発に向けて地域社会内訓練事業（モデル事業）を実施しそのプログラムの内容状況を把握、検証し福祉事業所による更生指導のあり方を探る。

【役割】

- ・ 罪を犯した障がい者であって、その人の障がい特性によっては、刑務所での矯正教育では改善ができなかった又は、改善が困難であろう人に対して、刑務所（実刑）ではなく福祉での更生支援（地域社会内訓練）へつなげていく為、実践を通して判定委員会のあり方、仕組みをモデル的に構築していく。
- ・ 「判定委員会」に係る対象者の基準、機能、構成員、所属（判定実務者）、必要性等についてモデル的な実践を通して検討していく。

【構成】

- ◎委員長
弁護士会副会長
- 副委員長
地域生活定着支援センター所長
- 委員
弁護士
精神科医師
保護観察所
更生相談所
地域社会内訓練事業所所長
研究分担者

※ 事案によっては担当弁護士も部分同席

【判定委員会の流れ】

「判定委員会」の支援においては、「被疑者段階」と「被告人段階」に分かれる。つまり、「逮捕・勾留中（留置所）」と「起訴・勾留中（拘置所）」からの支援依頼の 2 通りである。

「判定委員会」の支援の流れ、フローチャート、判定スキームについては、図 3～5 にまとめた。

図3 「判定委員会」開催のフローチャート 平成22年

判決・処分（今刑）

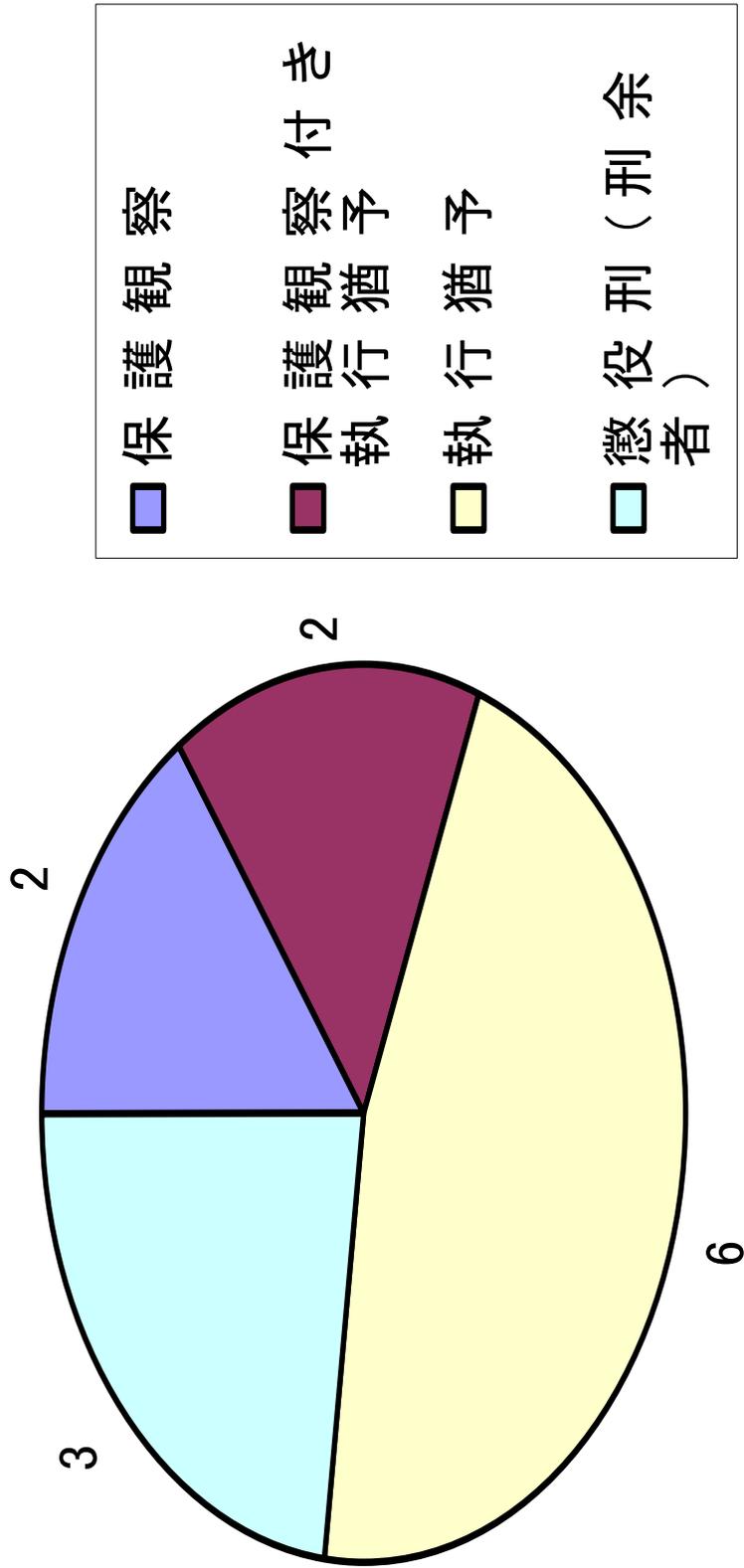
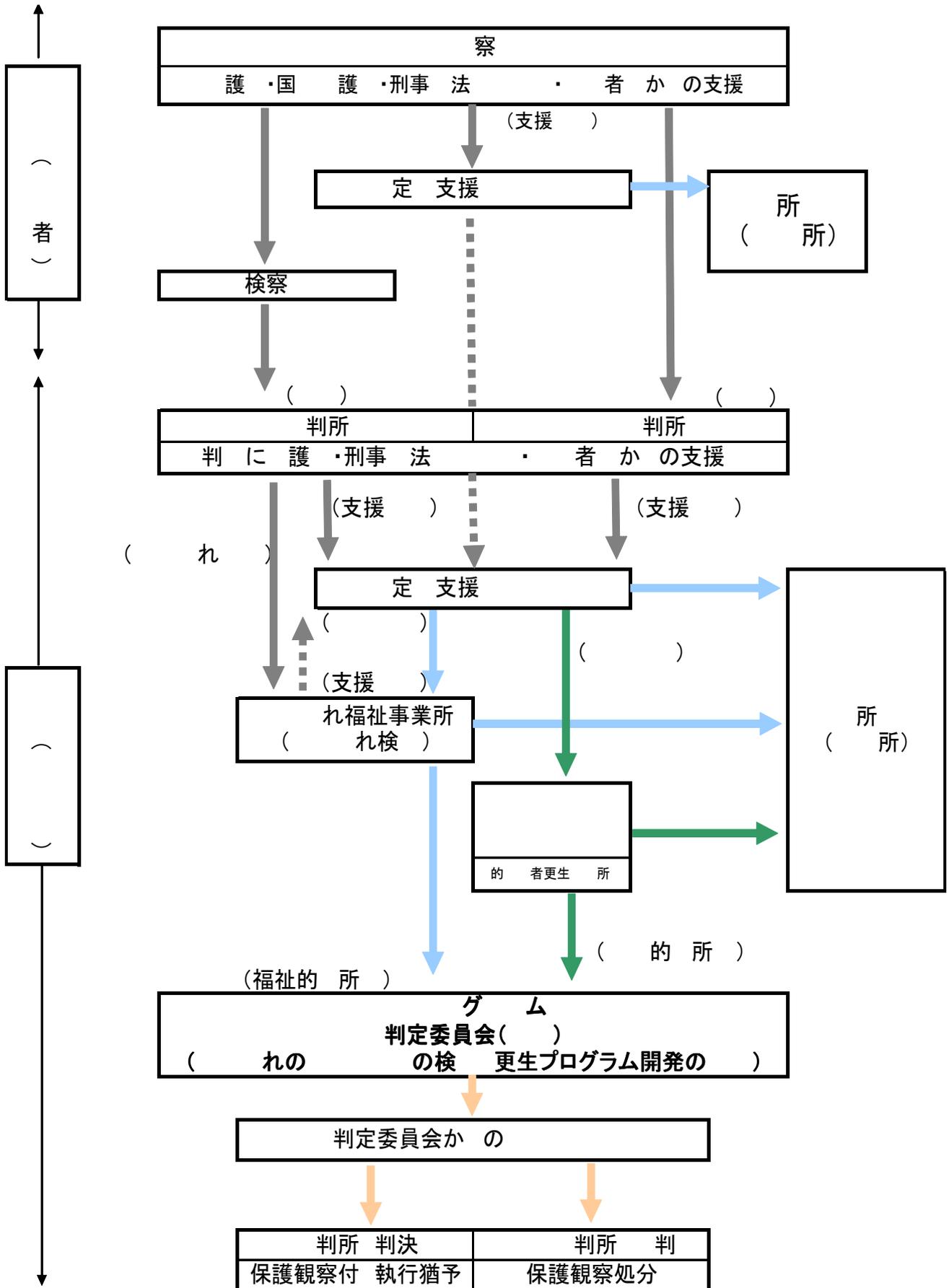


図4 「地域社会内訓練事業」への流れ イメージ図



『判定委員会までの重要事項』

<迅速性>

裁判の判決（審判）までに時間的余裕がない。特に「被告人段階（起訴・勾留中）」からの支援依頼については、時間的に「判定委員会」の招集、開催は困難な面が考えられる。
したがって、「判定委員会」を機能させていくためには、迅速な委員会開催又はできるだけ「被疑者段階（逮捕・勾留中）」からの弁護士任命と早めの地域生活定着支援センターへの支援依頼が必要である。

<個人情報>

被疑者及び被告人段階の勾留中に提供される個人情報には量的限界があり、弁護士からの口頭での聞き取りと面談（接見）時の直接本人からの聞き取り、そして理解が得られれば家族からの聞き取りのみと判断される。したがって、「判定委員会」での判定材料として、勾留中からの「精神科医による診断」等にも取り組んでいく。

<対象基準>

「判定委員会」はある意味、進路指導的役割を持つ。もちろん最終的には「裁判」に委ねられるが、対象者本人の更生、再犯防止を軸に考えると、「矯正施設」か「福祉事業所」か、それとも「更生保護施設」か、という選択肢も考えられる。「すべて矯正施設へ」というのではなく、「更生プログラムがある福祉事業所が好ましい」という視点も重要であると考え。そうであれば、それぞれの対象者の範囲、認定基準が重要な意味を持つ。
したがって、「判定委員会」のモデル的実践を通して対象者の基準についても議論を必要とする。

<保護観察>

これまで全く福祉と関わりがなかった被疑者等の中には、福祉サービス契約に馴染まない障がい者がいると思われる。受け入れ福祉事業所（地域社会内訓練事業所）での更生支援が円滑に実行されるためには、自己抑制等を促す公権力行使の範囲であることが効果的であると考え。
したがって、福祉による地域社会内訓練対象者には、保護観察が付されることを「判定委員会」として訴えていく。

<注釈説明>

- ※1…弁護人の立会いにより一定時間以上の面談（接見）が可能となり、最初の「アセスメント（本人からの聞き取り・意向確認）」となる。
- ※2…※1同様に可能。受け入れ福祉事業所同伴により、初期状態の把握（アセスメント）にもつとめる。
- ※3…公判中、弁護士等から直接受け入れ福祉事業所に支援依頼があっても、地域生活定着支援センター経由での受け入れを原則とする。中立・公平な相談機関として本人に関わっていく。
- ※4…弁護人の立会いがあれば外部精神科医の面談（接見）及び診断が可能。この段階で円滑に福祉につなげるための療育手帳等の判定を実施する。（精神科医・知的障害者更生相談所）ただし、留意することとして、この診断等は裁判に使用するものではなく、あくまで福祉支援の調整（手立て）の範囲の中で実施できるものである。
- ※5…診断等の結果を判定委員会に報告し、判定の材料とする。ただし、書面での提出が目的外使用で無理な場合は、口頭報告を依頼する。（精神科医・知的障害者更生相談所等）
- ※6…「判定委員会」の協議結果を意見書としてまとめ、それに地域生活定着支援センター及び受け入れ福祉事業所の「確約書」等を添付し、委員長精査、承認後、裁判所又は弁護士（国選、私選）に提出する。必要であれば、受け入れ福祉事業所が公判時の情状証人として出廷し、受け入れを確約する。

図5 判定委員会 判定スキーム



1.2 成 22 の「判定委員会」について

1.2.1 「判定委員会」の開

平成 22 年度は「判定委員会」を 7 回開催した。実施状況等については表 1 の通りである。

1.2.2 者について

平成 22 年度に「判定委員会」に係った対象者は 4 名である。対象者の詳細及びその経過については表 1 の通りである。

1 名が公判途中で本人が無罪主張、1 名が第一審実刑（懲役 6 月）で控訴審により懲役 10 月執行猶

予 4 年保護観察付、1 名が執行猶予 3 年（懲役 1 年 2 月）、そして 1 名が「地域社会内訓練事業」の対象とせず（対象外）の状況である。この中で「判定委員会」からの意見書を提出した対象者が 2 名であった。B 氏において提出した書類については参考資料 1～8 にまとめた。

また、「判定委員会」の候補者としてあげられたが、検討の結果「判定委員会」で諮られていない対象者が 4 名いる。対象者の詳細及びその経緯については表 2 の通りである。

表 1 平成 22 年度判定委員会に係る対象者の「経過報告」（平成 23 年 4 月 15 日現在）

	経過等	意見書	確約書 (地域社会内訓練事業所)	確約書 (地域生活定着支援センター)
<p>50代:男性 知的障がい疑い</p> <p>障害者手帳：未</p> <p>罪名： 強制わいせつ未遂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留置場勾留中に、市障害福祉課より相談あり ○ 「第 1 回判定委員会」対象者 ○ 拘置所勾留中に、精神科診療所及び地域生活定着支援センター関与により、「療育手帳」「障害程度区分」を取得 ○ (成 22) 争点：無罪 ○ 無罪を主張しているため、現在審理中 ○ 平成 23 年 4 月の公判において、3 人目の国選弁護人が釈放後の受け入れに関する「確約書」を提出。但し、その記載内容は、無罪を主張していることから受け入れ先を「地域社会内訓練事業所」とは限定せず、「社会福祉法人南高愛隣会が運営する福祉事業所で受け入れる」と記載 	不提出	提出 但し、受入先を地域社会内訓練事業所とは限定せず	不提出 担当弁護士へは提出したが、裁判官へは提出せず
<p>30代：男性 発達障がい疑い</p> <p>障害者手帳：未</p> <p>罪名：窃盗</p> <p>※ 執行猶予中の再犯 ※ 在宅起訴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴後に国選弁護人より相談あり ○ 「第 2 回判定委員会」対象者 ○ 発達障がい疑われた為、第一審判決までに診断を行い「広汎性発達障害」「特定不能」の診断書を裁判官へ提出... ○ (成 22) <p>結審していたが、弁護再開となったものの実刑判決が下る。</p> <p>情状証人：地域生活定着支援センター</p> <p>判決（平成 22 年 10 月）：実刑（懲役 6 月）</p>	不提出	不提出	提出 不同意

	<p><以下、一審後に行った支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 任意保護で更生保護施設へ入所。 ○ 地域社会内訓練事業所の更生プログラム利用開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害等に関する本を読んでの感想 ・ ボランティア（地域清掃） ○ 以下の福祉的手立てを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科受診（診断名確定） ・ 生活保護受給 ・ 福祉事業所（就労継続支援事業 A 型）利用 ・ 発達障害者支援センター利用開始 ・ 障害福祉サービス受給者証取得 ○ （成 23 2） <p>情状証人：①地域社会内訓練事業所（社会福祉士） ②更生保護施設（補導主任）</p> <p>判決（平成 23 年 3 月）： 懲役 10 月、執行猶予 4 年保護観察付</p> <p>主な判決理由： ① 事件が軽微である ② 「広汎性発達障害 特定不能のもの」がある ③ 生活環境が不備であった。 ④ 被害者が還付され、被害感情もない ⑤ 本人に更生の意欲がある ⑥ 確かな身元引受人がいる（地域社会内訓練事業所） ⑦ 現に更生保護施設に入所し、社会福祉士が作成した更生プログラムを順調にこなしている。</p> ○ 更生保護施設から「地域社会内訓練事業所」へ移行 	<p>提出 不同意</p>	<p>不提出 担当弁護士へは提出したが、裁判官へは提出せず。</p>	
<p>30代:男性 精神疾患あり</p> <p>障害者手帳：未</p> <p>罪名： 道路交通法違反等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴後に国選弁護士より相談あり。 ○ 「第 2 回判定委員会」対象者 ○ 判・結（成 22 1） 判定委員会において意見書」発行。「意見書」「確約書（地域社会内訓練事業所）」「確約書（地域生活定着支援センター）」がすべて証拠採用される。 <p>情状証人：地域社会内訓練事業所</p> <p>判決（平成 22 年 10 月）： 懲役 1 年 2 月 執行猶予 3 年</p> ○ 判決翌日医療的アセスメントを実施するため、精神科病院へ「任意入院」。 ○ 任意入院期間中に「福祉サービス利用（地域社会内訓練等）」拒否 医師・P.S.W・母親・福祉関係者（地域社会内訓練事業所・長崎定着等）による再三の説得にも応じないようになる。 ○ 強制退院。強制退院後も自宅訪問による説得（「地域社会内訓練事業所の利用は司法との約束」）や本人による「地域社会内訓練事業所」の見学等を実施するが、「施設には行かない」との主張変わらず。 <p>本人の主訴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の支援は受けたくない。 ・ 直ぐに働きたいし、知人からも仕事の紹介があつていてる。 ・ 自分は障がい者じゃないので、障がい者と一緒に暮らせない。 ・ 好きな女性もいるし、携帯電話も自由に使いたい。 ・ 年明けから「営業の仕事」が決まった。 	<p>提出 証拠採用</p>	<p>提出 証拠採用</p>	<p>提出 証拠採用</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年12月末に、本人と母親と面談し、本人の意向とこれまでの経緯を踏まえ、C氏に対する支援を終了する。 			
<p>30代:男性 精神疾患あり</p> <p>障害者手帳：未</p> <p>罪名：窃盗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留置場勾留中に「国選弁護人」より相談あり。 ○ 「第2回判定委員会」対象者 ○ 抑うつ傾向ではあったが精神障がいとしての可能性は薄く、本人自身も福祉サービスを望んでおらず、また、医療による薬物依存の治療が優先されたことから、「支援非該当」とする。 	非該当	非該当	非該当

2 「判定委員会」で諮られていない対象者の「経過報告」（平成23年4月15日現在）

	経過等	意見書	確約書 (地域社会内訓練事業所)	確約書 (地域生活定着支援センター)
<p>X氏 40代:女性 精神疾患あり</p> <p>障害者手帳：未 罪名：窃盗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴後に国選弁護士より相談あり ○ <u>担当弁護士より「福祉支援は必要ないので断ってほしいと本人が言っている」と福祉支援依頼を白紙にした旨の連絡あり。</u> ○ <u>上記内容より支援終了とする。</u> 	/	/	/
<p>Y氏 50代：男性</p> <p>障害者手帳：未 罪名：器物破損、住居侵入未遂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴後に国選弁護士より相談あり ○ <u>障がいの可能性が極めて薄く、高齢者でもないため(一般者)、支援非該当とする。</u> 	/	/	/
<p>Z氏 40代：男性 知的障がい者</p> <p>障害者手帳：有 罪名：窃盗、傷害 ※ 執行猶予中の再犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴後に区障害福祉課より定着へ相談あり ○ ・結（成22 1） 既に結審していたが「確約書（地域社会内訓練事業所）」 「確約書（地域生活定着支援センター）」を担当弁護士へ提出。 判決：実刑判決 ○ （成23 2） 国選弁護士が第一審で提出した「確約書」が現時点でも有効である旨の「証明書」を発行。 判決：実刑（懲役1年7月） <p>主な判決理由： ① <u>知的障がいは認められるが軽度であり責任能力はある。</u> ② <u>犯行に常習性がある。</u> ③ <u>本人を支える福祉支援があることは分かるが、罪は罪として一度償うべきである。</u> ※ <u>被害者との示談が未成立であった。</u></p>	/	提出	提出
<p>W氏 20代:男性 知的障がい者 精神障がい者</p> <p>障害者手帳：有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留置場勾留中に障害者相談支援事業所より相談あり。 ○ <u>本人は福祉支援(地域社会内訓練の利用)を一貫して拒否。</u> ○ 現在、拘置所にて勾留中 	/	/	/

1.3 成果について

平成 22 年の「判定委員会」においてあげられた成果は以下の通りである。

- ・ 拘置所勾留中に、拘置所外部の精神科医が診察（診断）に赴き、また県（知的障害者更生相談所）の判定員も心理判定に赴いたことで、それらの結果が反映され、拘置所勾留中に「療育手帳」取得につながった。（B氏）
- ・ 拘置所勾留中に、拘置所外部の精神科医が診察に赴き、また市町村障害福祉課の調査員も認定調査に赴いたことで、それらの結果が反映され、拘置所勾留中に「障害程度区分（介護給付）」の支給決定につながった。（A氏）
- ・ 既に結審していた公判であったが、精神科医による診断書を提出することで弁論再開につながった。（B氏）
- ・ C氏の公判において初めて、「判定委員会」による「意見書」、地域社会内訓練事業所による「確約書」、地域生活定着支援センターによる「確約書」がすべて証拠採用となった。（C氏）
- ・ 執行猶予中に窃盗事件を惹起（在宅起訴）し、第一審で実刑判決が下っていたB氏が、第一審後から控訴審に至るまで「地域社会内訓練事業所」による更生プログラムを利用し、その更生に向けた取り組みや広汎性発達障害（特定不能のもの）等が控訴審において認められ、逆転の「保護観察付執行猶予判決」が下った。（C氏）

【主な判決理由】

- ・ 事件が軽微である。
- ・ 「広汎性発達障害 特定不能のもの」がある。
- ・ 生活環境が不良であった。
- ・ 被害品が還付され、被害感情もない。
- ・ 本人に更生の意欲がある。
- ・ 確かな身元引受人（地域社会内訓練事業所）がいる。
- ・ 現に更生保護施設に入所し、社会福祉士が作成した更生プログラムを順調にこなしている。

2. 「更生プログラム開発委員会」について

長崎県の社会福祉法人南高愛隣会での「地域社会内訓練事業所」を中心に、全国4か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で対象者を受け入れ、「更生プログラム開発に関する研究」を実施した。

2.1 「更生プログラム開発委員会」の概要

【目的】

保護観察付の執行猶予判決等を受けた障がい者を対象に、再犯防止や更生自立の為に地域社会内訓練（モデル事業）を、福祉事業所で福祉サービスを利用し実施するにあたり、社会福祉法人南高愛隣会でのモデル事業対象者10名及び他県の先駆的な実践を通して、有効な更生プログラムの開発研究を行う。更生プログラム開発に際しては、福祉、医療、法務、警察、教育等の関連機関と連携しプログラム内容のみならず、有効な教材や地域資源等の活用についても検討する。

【構成】

◎委員長

学識経験者（教育・福祉・心理部門）

○副委員長

地域社会内訓練事業所所長（社会福祉法人南高愛隣会）

委員

学識経験者（医学博士）

学識経験者（精神障がい者）

発達障がい者支援センター

更生保護施設所長

作業療法士

研究協力者（協力委員）

滋賀県地域生活定着支援センター

栃木県 社会福祉法人紫野の会

とちぎ地域生活定着支援センター

岩手県地域生活定着支援センター

研究分担者

2.2 成 22 の「更生プログラム開発委員会」の について

2.2.1 者について

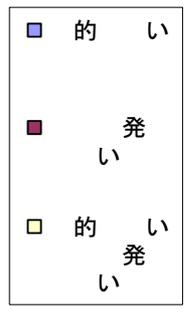
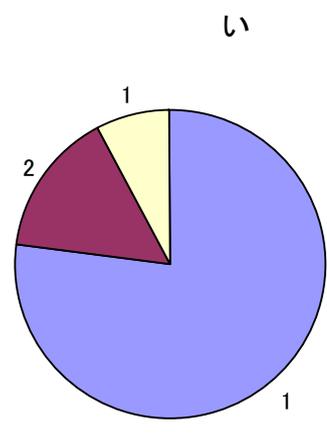
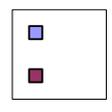
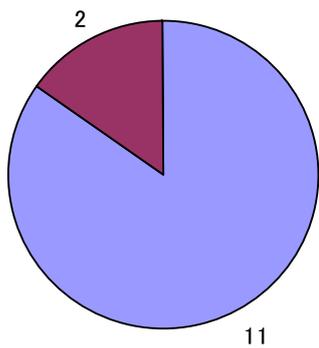
平成 23 年 5 月現在、長崎県 7 名、滋賀県 3 名、岩手県 1 名、栃木県 2 名計 13 名を対象として、福祉の更生改善支援（訓練）を目的とする「地域社会内訓練」の更生プログラムの開発に取り組んでいる。対象者は表 3 の通りである。

対象者は表 3 の通りである。

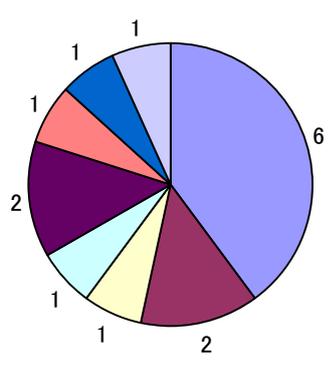
男性 11 名、女性 2 名である。障がい種別は、知的障がい（10 名）発達障がい（2 名）知的障がい・発達障がい（1 名）であり、知的障がい者を中心とした更生プログラム開発と言える。また、犯罪名は重複もあるが、窃盗 6 名、性的問題行動 4 名、その他 5 名（放火、暴行、公務執行妨害、詐欺）となっており、知的障がいのある方が犯しやすい傾向にある窃盗、性的問題行動に焦点をあてた更生プログラムが例示できると考えている。

表3 更生プログラム開発研究対象者一覧

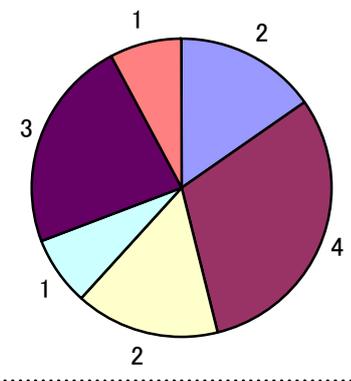
地域	順	氏名	性	年齢	障がい種別	手帳の種類・程度	区分	罪名	判決・処分	福祉サービス(日中)	福祉サービス(生活)	備考
長崎	1	H氏	男	10代	知的	療育手帳B1	2	建造物侵入・窃盗	保護観察	自立訓練(生活訓練)	共同生活介護(ケアホーム)	
	2	M氏	男	30代	知的	療育手帳B	2	放火	保護観察付 執行猶予4年	"	"	
	3	K氏	男	20代	広汎性発達障がい、 精神障害者手帳2級	精神障害者手帳2級	2	強制わいせつ未遂	執行猶予4年	"	"	
	4	Y氏	女	10代	知的	療育手帳B2	2	家宅侵入・窃盗	保護観察	"	"	
	5	O氏	女	40代	知的	療育手帳B	3	暴行	執行猶予3年	"	(更生保護施設)	
	6	N氏	男	20代	知的	療育手帳B	5	(窃盗)	(実刑2回)	"	共同生活介護 (ケアホーム)	長期無断外出中
	7	U氏	男	30代	広汎性発達障がい、 知的	なし	無	窃盗	保護観察付 執行猶予4年	"	共同生活援助 (グループホーム)	※「判定委員会」B氏
滋賀	1	A氏	男	20代	広汎性発達障害 知的	療育手帳B2 精神障害者手帳	1	迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為)	執行猶予5年	就労継続支援A型	共同生活援助 (グループホーム)	
	2	B氏	男	30代	知的	療育手帳B2	1	迷惑行為等防止条例違反 (猥褻行為)	執行猶予	就労継続支援A型	在宅	
	3	C氏	男	50代	知的	療育手帳B1	未定	公務執行妨害	執行猶予3年	今後利用予定	在宅	
岩手	1	T氏	男	40代	知的	療育手帳B	3	詐欺罪	執行猶予3年	短期入所	(宿泊型自立訓練 用希望)	相談支援登録者 ショートステイ
	1	A氏	男	30代	知的	療育手帳B1	無	窃盗	懲役刑	(旧法)入所更生施設		矯正施設の 出入り繰り返し (16年間)
栃木	1	B氏	男	50代	知的	療育手帳B2	無	窃盗・強姦・放火等	満期	(旧法)入所更生施設		矯正施設の 出入り繰り返し (30年間)



(今刑)

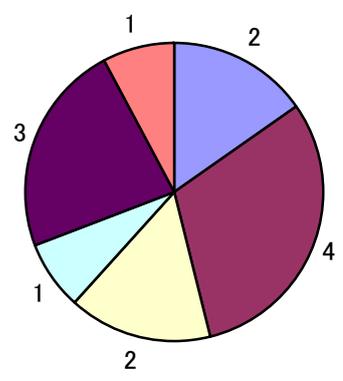


い 分

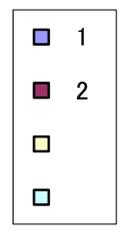
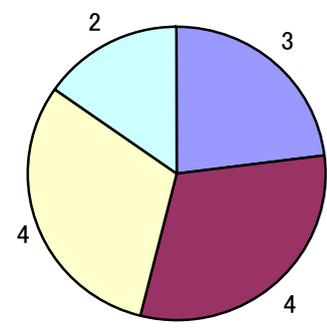


護付支援の要にて分
に分れる()訓練付のみ
る分とる

い 分



の



護付支援の要にて分
に分れる()訓練付のみ
る分とる

2.2.2 での実

2.2.2.1 「地域社会内訓練事業所」の概要

長崎県では社会福祉法人 南高愛隣会の福祉事業所の「トレーニングセンターあいらん（自立訓練（生活訓練）」（定員 20 名）（以下「あいらん」）と「グループホーム・ケアホーム群さつき（共同生活援助、共同生活介護）」（定員 24 名）（以下「さつき」）を「地域社会内訓練事業所」として、モデル的实施を行った。

「あいらん」「さつき」では、一体となり 24 時間体制での訓練を実施している。「あいらん」は、犯罪や反社会的な問題行動を起こした人の更生改善のための訓練に特化した自立訓練事業所であり、「さつき」も、同様に生活訓練を目的とした有期限のトレーニングホームの役割を担っている。

「地域社会内訓練事業所」での受け入れから更生プログラム終了までの流れは図 6 の通りである。

2.2.2.2

更生プログラム開発においては基本指針として、次の点に留意して実施することとする。

- ・ 支援者の利用者間は「対等な人」としての人間観を基本に据える
- ・ 意図的、計画的な働きかけによる反応・言動を手がかりとし、ラポール形成の努力を行うと共に具体的手立てとしてのプログラム作りへと繋げていく。
- ・ 肯定受容を基本としてストレングス手法で向き合うことにより、問題を抱える弱い部分（生きにくさ）を強い部分（良い心）へと変容させる
- ・ あくまで、本人の幸せ・夢・希望の実現に向けての支援が基本であり、更生改善、再犯防止は結果である。
- ・ アセスメントを重視し、多面的に詳細に実施する。

2.2.2.3

更生プログラム立案には、まずアセスメント（環境調査、ニーズ調査、課題分析）が極めて重要になる。犯罪の背景を探ると、特に家庭環境、生育歴に大きな問題性を持つ人が多いのが特徴である。また、更生プログラムの効果測定には、客観的な指標が必要であり、各種心理検査（評価尺度）は、課題分析のみならず定期的実施することにより効果測定の指標としても有効なことから、7 種類の評価尺度を活用している。

「地域社会内訓練事業」においては、以下の側面から、アセスメントを実施している。

- 環境調査
生活歴、成育歴、犯罪歴、家族環境
情報収集先
（地域生活定着支援センターを中心として各関係機関より収集、本人・家族との面談、家庭訪問）
- 医学的所見
精神科へ受診（必要に応じて通院、投薬）
健康診断
- 各種チェックリスト（心理検査等）
適応行動尺度（ABS）
支援尺度（SIS）
S-M 社会生活能力検査
PARS
新版 TEG II 東大式エゴグラム Ver. II
バウムテスト（The Tree Test）
ロールシャッハテスト
精研式文章完成法テスト（SCT）
- 生活、行動場面での観察
基本的な生活能力（ADL、IADL）
職業能力、体力
- 本人のニーズ調査
面談、アンケート（記述式）
- 家族へのニーズ調査
家庭訪問、面談、アンケート
- 課題分析
各関係機関を含めた個別支援会議にて検討

2.2.2.4 に る実

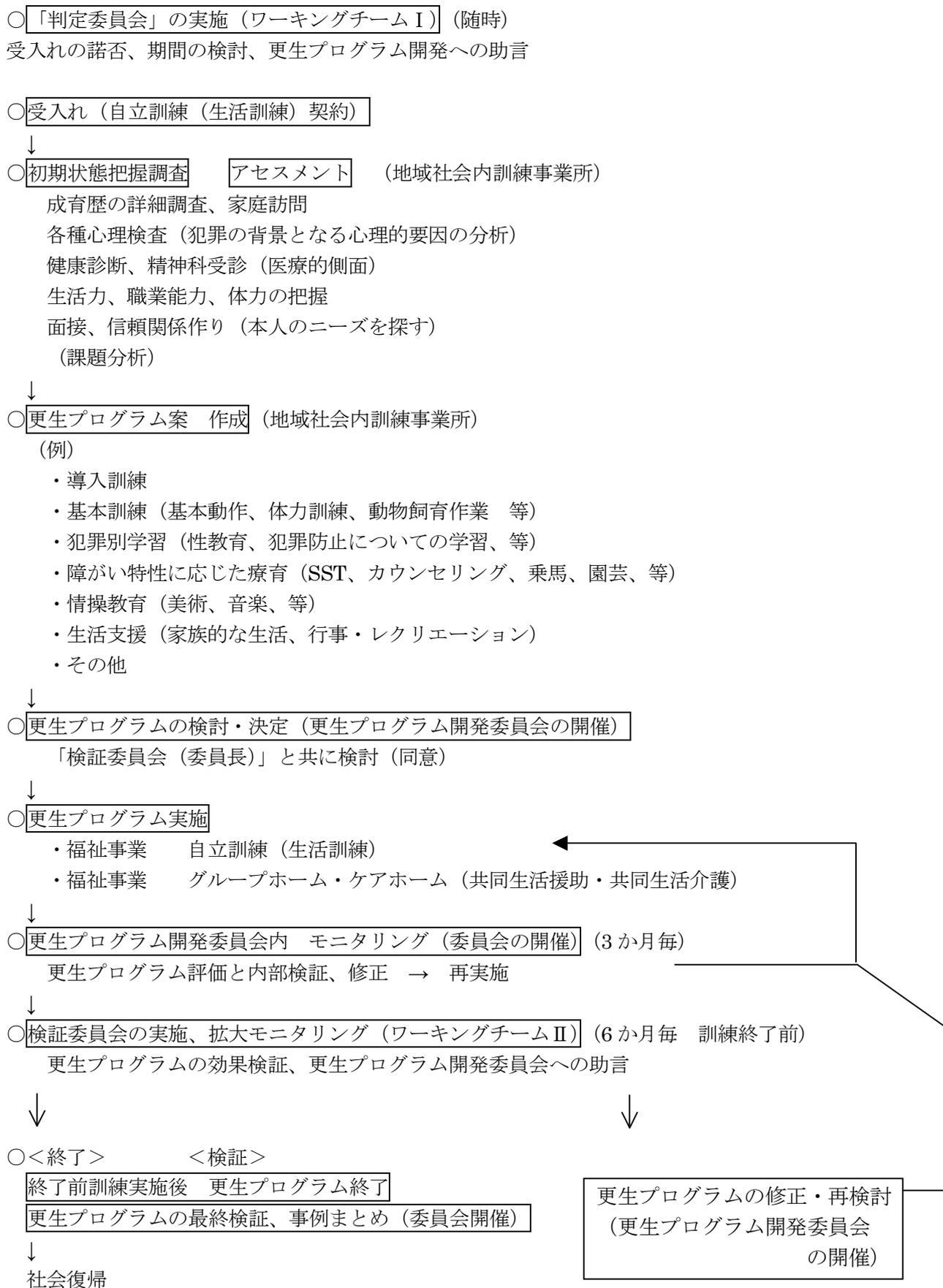
長崎県においては「更生開発プログラム」の対象者は 7 名であった。その内、公判中に依頼を受けたモデル 1 の対象者は 1 名、判決・処分後に依頼を受けたモデル 2 の対象者は 6 名であった。

尚、「判定委員会」を経ての受け入れは、モデル 1 の 1 名である。

各対象者の詳細は表 4 の通りである。

図6 「地域社会内訓練事業」の流れ

「地域社会内訓練事業」における受入れ～更生プログラム終了までの流れは以下の通りである。



4 「地域社会内訓練事業所」()に る更生プログラム 者

	長崎 7U氏 (「判定委員会」対象者B氏)
受け入れ形態	モデル1 (公判中から関与)
性別	男
受入れ時の年齢	30代
障がい種別	広汎性発達障がい
手帳の有無	無
障害程度区分	申請中
罪名	窃盗
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	有
判決	地裁判決 懲役6月 高裁判決 懲役10月 保護観察付執行猶予4年
保護観察の有無	有
現在利用中の福祉事業所名	日中：あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活：さつき (共同生活援助・共同生活介護)
福祉サービス受給量	自立訓練 (生活訓練)：27日/月 共同生活援助：31日/月
その他の制度活用	さつきへ委託保護
所得保障	生活保護
支援プログラムの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法と福祉の連携による協働で行う更生支援 ・ 食べ物に不自由なく安心して暮らせる環境を整える ・ 発達障がいの特性に応じた罪への反省と償い、再出発に向けた支援

	長崎 1H氏	長崎 2M氏	長崎 3K氏
受け入れ形態	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)
性別	男	男	男
受入れ時の年齢	10代	30代	20代
障がい種別	知的障がい	知的障がい	広汎性発達障害 ADHD (不注意優勢型) の傾向
手帳の有無	療育手帳 B1	療育手帳 B	精神障害者保健福祉手帳 2級
障害程度区分	区分 2	区分 2	区分 2
罪名	建造物侵入 窃盗	放火	強制わいせつ未遂
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	無	無	無
判決	保護観察	懲役 3年 保護観察付執行猶予 4年	執行猶予 4年
保護観察の有無	有	有	無
現在利用中の福祉事業所名	日中: あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活: さつき (共同生活援助・共同生活介護)	日中: あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活: さつき (共同生活援助・共同生活介護)	日中: あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活: さつき (共同生活援助・共同生活介護)
福祉サービス受給量	自立訓練 (生活訓練): 27 日 / 月 共同生活援助: 31 日 / 月	自立訓練 (生活訓練): 27 日 / 月 共同生活介護: 31 日 / 月	自立訓練 (生活訓練): 27 日 / 月 共同生活介護: 31 日 / 月
その他の制度活用	さつきへ委託保護	無	無
所得保障	障害基礎年金申請	障害基礎年金 2級 (66,008 円 / 月)	障害基礎年金 2級 (66,008 円 / 月)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼関係づくり ・ アニマルセラピーによる心を育む ・ 保護観察の有効性 ・ 理解力を補う工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的早い段階で、「地域社会内訓練事業所」での訓練を終了し執行猶予期間を残して福祉サービスへ移行を試みる ・ 保護観察の有効性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉を中心として、様々な福祉事業所・関連機関が連携し支援する、福祉サービスのトータルパッケージ、ネットワークで支援する。

	長崎 4Y氏	長崎 5O氏	長崎 6N氏
受け入れ形態	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)	モデル 2 (判決・処分決定後から関与)
性別	女	女	男
受入れ時の年齢	10代	40代	20代
障がい種別	知的障がい	知的障がい (ADHD 疑い)	知的障がい 広汎性発達障害
手帳の有無	療育手帳 B2	療育手帳 B	療育手帳 B
障害程度区分	区分 2	区分 3	区分 5
罪名	家宅侵入 窃盗	暴行罪	① 窃盗 ② 建造物侵入・窃盗未遂 ③ 特殊開錠用具の禁止等に関する法律違反
判定委員会開催の有無 (公判中からの関与)	無	無	無
判決	保護観察 (~平成 27 年)	懲役 6 月 執行猶予 3 年	① 実刑 1 年 執行猶予 2 年 ② 実刑 1 年、猶予残 1 年で実刑 2 年 ③ 実刑 8 月
保護観察の有無	有	無	無
現在利用中の福祉事業所名	日中: あいりん (自立訓練 生活: さつき (共同生活援助・共同生活介護))	日中: あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活: 更生保護施設	日中: あいりん (自立訓練 (生活訓練)) 生活: さつき (共同生活援助・共同生活介護))
福祉サービス受給量	自立訓練 (生活訓練): 27 日/月 共同生活介護: 31 日/月	自立訓練 (生活訓練): 28 日/月	自立訓練 (生活訓練): 31 日/月 共同生活介護: 31 日/月
その他の制度活用	さつきへ委託保護	更生保護施設 (同法人内) へ委託保護	無
所得保障	特別児童扶養手当 (1 級 50,750 円/月)	生活保護 (医療扶助)	障害基礎年金 2 級 (66,008 円/月)
支援プログラムの特徴	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校 (高等部) への進学を目標としたが、問題行動の改善、基本的な生活能力の向上訓練を優先する計画に変更 時間をかけて全人間的な成長を目標とする 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な移行先に向けての訓練 対人トラブルの軽減を図り、集団での生活を可能にする 良い対人関係を築く為の基本的な生活スキルを学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県にまず帰ってくる為の支援 訓練を全面に出すのではなく、生活介護のメニューを活用し、楽しく安定した生活を目標とする 無断外出を想定した心構え

2.2.3 での実

滋賀県においては、3事例共相談支援専門員による個別支援計画がたてられ、いずれも在宅生活をベースに実施され始めた段階にある。プログラム内容や実施方法・効果・課題等についても追ってまとめていく。

2.2.4 での実

岩手県においては1事例を対象に、地域生活定着支援センターと相談支援専門員によるアセスメント段階にある。受け入れ福祉事業所等での個別支援計画と支援の実施は今後取り組んでいく。

2.2. での実

栃木県においては、2事例を挙げて支援の根幹を成す福祉の捉え方・姿勢・役割について問題を提起している。一人ひとりの「生きにくさ」の理解と状況に応じた丁寧な個別の支援を行うことにより、選ばれる福祉となるべく「枠」からはずれた人を排除せず、「枠」を大きくして支援する勇気と覚悟を必要としている。又、再犯を防止することが目的ではなく、人との関係性を育て、その人の人生を豊かに支援することが福祉の役割とし、方向性・理念を提起した。

3. 「検証委員会」について

「検証委員会」は長崎県にて実施した。

3.1 「検証委員会」の概要

【目的】

保護観察付執行猶予等を受けた障がい者の再犯防止や更生自立の為に地域生活支援を行うにあたり、地域社会内訓練事業（モデル事業）を実施すると同時に、「検証委員会」においては、「判定委員会」より示された福祉事業所での更生指導期間内での更生プログラムの効果（有効性）測定及び評価を行い、その障がいの特性にあった専門的支援を検証する。結果、対象者が社会適応能力向上により社会復帰可能な状態にあるかどうかを判定する。また、判定に係る判定方法・基準、機能等についても検討する。

【役割】

- ・ 更生プログラムの実施における効果（有効性）測定及び評価検証と判定
- ・ 更生プログラムの内容、開発に関する助言
- ・ プログラム終了後の社会復帰に向けての環境調整等の助言
- ・ 「検証委員会」に係る判定方法・判定基準・機能・構成員・所属（検証実務者）・必要性等についてモ

デル的实践を通して検討していく

【構成】

- ◎委員長
学識経験者（教育・福祉・心理部門）
- 副委員長
福祉の専門家
- 委員
保護司会
保護観察所
教育庁特別支援教育室
地域生活定着支援センター所長

※ 地域社会内訓練事業所所長

【検証委員会の流れ】

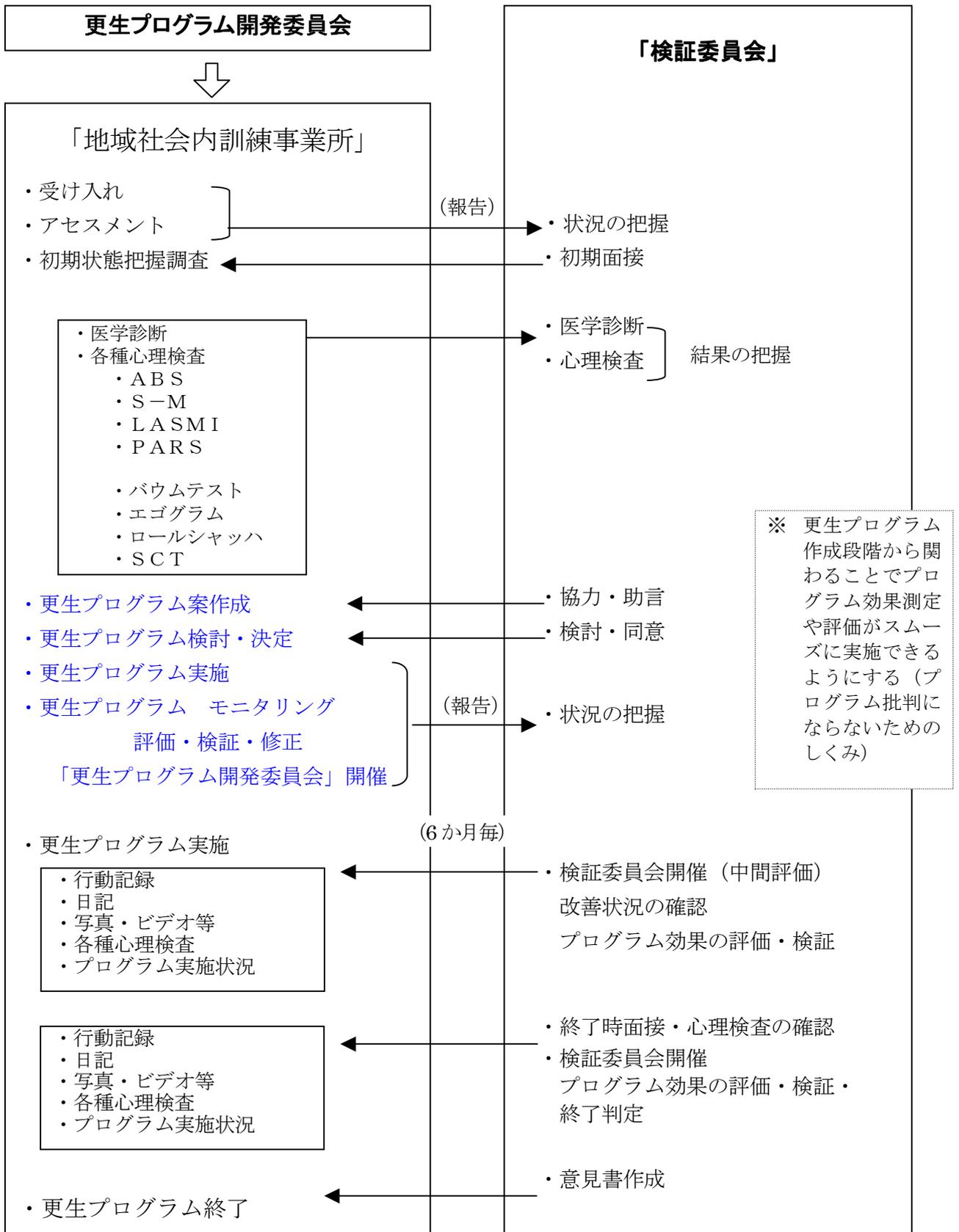
判決から更生プログラム実施、「検証委員会」の流れと、「検証委員会」の支援の流れについては、図 7～8 にまとめた。

3.2 「検証委員会」の

平成 22 年度「検証委員会」は平成 23 年 3 月 5 日に 1 回開催した。

平成 22 年度は、地域社会内訓練事業所での訓練対象者は 7 名であり、まずは更生プログラム開発委員会と合同でプログラム作成の基礎となるアセスメントの内容や方法等について検討を行うとともに、更生プログラム作成プロセスへの参加・協力・助言を行った。また、中間評価においては、主に「判定委員会」を経て、「地域社会内訓練事業所」を利用している長崎 7 U 氏（「判定委員会」対象者 B 氏）と、「地域社会内訓練事業所」を利用している長崎 2M 氏を対象に、改善状況の確認や各種心理検査の結果を参考に支援のポイントや更生プログラムの修正・助言を行い、社会復帰に向けての支援がより効果的に実施されるよう関与した。

図8 更生プログラム実施に関わる検証委員会の役割



※更生プログラム開発委員会開催

- ・更生プログラム検証
- ・事例まとめ

※ 社会復帰における支援ポイントのまとめ

- ※ 「意見書」を地域生活定着支援センターへ申し送り

あるが、その実態をみれば過度にその意義を強調することもできないと思われる。

察

1. 「判定委員会」か かに について

1.1 「判定委員会」の り方 について

- ・ 今後、判定委員会及び地域社会内訓練事業に対する理解を求めていく上でも、対象者を知的障がい者や発達障がい者に限定しての実績作りが必要不可欠である。(対象者の範囲の問題)
- ・ (C氏のように、単に躁うつ病だけの対象者は、本研究の対象としてむかないのではないか)
- ・ 軽微な犯罪の場合は特に、「初公判・即日結審」となる場合が多いため、担当弁護士等より「起訴後後に相談を受け付けて支援を開始する流れ(本人面談→アセスメント→判定委員会の開催等)」では、時間的猶予がない。
- ・ そのため、被疑者段階(留置所)の早い時点で、担当弁護士が障がいに気付く仕組み作り(例:「障害の疑いを気付くための簡易スケール」等)が必要である。「判定委員会」では「障害の疑いを確認するための簡易スケール」(参考資料-8)を試作した。
- ・ 発達障がいのような「障がい」が特に見え難い対象者(知的能力は高いけれども、不適応を起こしやすい等)の「障がい」を、被告人段階で立証していくための時間的困難性(通常、複数回の診察等が必要)。

1.2 い者に る刑事 法の について (今の り組み て)

- ・ 今後、「判定委員会」及び「地域社会内訓練事業」に対する理解を求める活動が重要になる。そのためにも、対象者を限定しての実績作りが必要不可欠である。
- ・ 被疑者段階での「障がい」への気付きに対する課題が大きい。担当弁護士の「気付き」への取り組みが必要。(簡易スケールの作成等)

1.3 い者に る刑事 法の について (今の り組み て)

1.3.1 「福祉 の 保護観察付執行猶予の 要」と刑事 護の方 との れについて

たとえば、保護観察は被告人にとって不利益処分であり、福祉サイドにおいて、その有用性を指摘されたとしても、刑事弁護人として保護観察処分を求めることは難しい。

また、保護観察は遵守事項を設定し補導援護をするものであって、社会内処遇として一定の積極的意義も

1.3.2 検察 による証 の

B氏の控訴審において、公的機関の資料は同意されたが、「判定委員会」による意見書や福祉サイドが提出した証拠資料という民間作成のほとんどが不同意であった(参考資料7 参照)。公平な審理を行っていく上でも、民間というだけで簡単に「不同意」となる司法の壁は改善していく余地があるのではないか。

検察官が不同意とすることが予想される弁護側の証拠(意見書等)について、証人尋問でいかに内容をわかりやすく、かつ、的確に法廷で証言するかの工夫が必要。

また、弁護士だけではなく、検察官や裁判官にも障がい特性の理解及び定着支援事業等の周知・啓発が必要不可欠である。

1.3.3 執行猶予に る

単純執行猶予(保護観察がつかないもの)判決が見込まれる事案で、弁護人が保護観察付執行猶予を求めることは、不利益処分になることから難しい。

「地域社会内訓練事業」への受け入れに際して、保護観察付判決が是が非でも必要ということであれば、不利益処分とならない新たな保護観察制度の創設といった法改正が必要と思われる。

1.3.4 発 るよ の

犯罪の背景には、劣悪な家庭環境等が密接に関係していることが少なくない。そのため、在宅起訴が逆に犯罪を誘発し、本人に不利益を生じさせてしまう場合もあるため、犯罪抑制や本人保護の観点から「拘置所」での勾留があえて必要なケースもある。

また、食料品の窃盗等を繰り返しているケースには、単に「微罪処分」で済ますのではなく、処分の時点で警察と市町村福祉課・保護課等が連携し、その後の犯罪を抑制する仕組み作りも同時に必要である。

1.4 (支援 者・ 者)に る支援 の 付きについて

1.4.1 地域社会内訓練事業の更 る

C氏のように、執行猶予の判決後に地域社会内訓練事業所の利用を拒否したケースがあったからといって、現取り組みを委縮すべきではない。

むしろ、公判・判決前に、対象者及びその家族に対して、福祉による支援を受けることの意義及び必要性をより丁寧に説明する必要がある。(但し、この場合、法

肯定的な受容が大切である。特に良好な人間関係の構築に効果的であったのは、母親や家族と類似している世話人の支援であった。利用者の心の結びつき、信頼感、安心感の形成には、父親・母親代わりの世話人の役割が重要である。

2.1.2 についての要

利用者の生育歴、家族関係、犯罪歴等から問題行動の要因・背景を徹底的に検証することが重要である。また精神科医師、心理検査等の客観的所見、助言も大変参考になるものであった。アセスメントを多角度の視点から丁寧に行うことが、更生支援プログラム作成には不可欠であり、触法障がい者支援の大きなポイントである。犯罪の背景となっている心理学的、社会的問題を洗い出し考察を深めることが大切である。

2.1.3 発 いる者に する支援の要

厳しさ、枠組は必要であり、ルールを明確に示すことが重要である。

目安・目標がないのが発達障がいの人の不安要素となるので、最初の更生支援プログラムの説明が本人に響くものでなければならない。特に自閉症の方については、違う思考パターンを持つという考え方が重要であり、自閉症の方の感じ方、感情の起こり方を支援者が理解できないと効果的な訓練はできない。感情の学習については、感情の理解が難しいため、一つひとつ解りやすいように詳しく説明が必要である。

2.2

2.2.1 制 の (保護観察所との 支援の)

公判中から関与し、裁判で福祉事業所は受け入れると証言し、本人も利用することに同意すると証言し結果執行猶予判決であったが、判決後は本人の意思で福祉を利用せず訓練に至らなかったという事例が生じた。理由は「自分は障がい者ではないので支援は不要」ということであった。本人にかなりの覚悟・モチベーションがなければ訓練に向き合うことができない。ましてや、障がい受容・認知が必要な場合は、当然葛藤が生じ、訓練の拒否、途中断念が十分に考えられる。従って、公判での約束を実行するためには、地域社会内訓練への強制力として保護観察付判決が強く求められる。

2.2.2 (に 的)との 支援(ム支援) 要

公判に各種資料を提出しても公的機関からの資料のみが証拠採用されるという実情である。

したがって、社会福祉法人の1事業所(トレーニングセンターあいりん)だけで更生支援を実施・完結するのではなく、公的機関と協働で実施し、福祉的更生支援の有効性を実証していかなければならない。今後の実績の積み重ねにより福祉事業所の社会的役割を確立していかなければならない。特に保護観察所、都道府県発達障がい者支援センター、都道府県障がい者支援センター(判定機関)、医療機関との連携が有効である。

結

平成22年度の「判定委員会」の実施者は4名であったが、それぞれの公判を通して、様々な課題点や示唆を与えるのが浮き出て来たように思われる。

「判定委員会」については、平成22年度は、長崎県内での被疑者又は勾留中の者を対象にしたが、平成23年度は地域を広げ、福岡・佐賀・熊本も対象地域と位置付け、「判定委員会」の機能の拡充に向けて実践していきたい。実績件数を増やし、より客観性、信憑性の高い最終まとめをしたい。

「更生プログラム開発委員会」については、支援経過をみるとアセスメントが終了し個別支援を計画作成し、実施している段階である。本格的なプログラム開発はこれからというところもあるが、引き続き、それぞれの対象者へのアセスメント、個別支援計画作成、実施、検証を通して、個人の特徴に応じた各更生プログラムの有効性を示していきたい。また、プログラム開発においては、各関係機関と連携し、有効な教材や地域資源等の活用についてもまとめていきたい。

「検証委員会」については、障がいの特性や個人の背景・心理等に応じた専門的理解と支援が更生プログラムに的確に反映され、支援に結びつき、効果となり得ているかを測定、評価するという役割の必要性が見えてきた。引き続き事例を増やすことで検証委員会が果たす役割や機能・ジャッジにかかる尺度、資料等の活用についても具体的にまとめていく。

これらモデル的実践を継続し事例を積み重ねると共に「地域社会内訓練事業」における「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」の機能や役割、必要性、効果等を検証し、触法・被疑者となった障がい者に対して、福祉的支援体制を構築することをさらに目指したい。

研究発

1. 発
なし

2. 会発

なし

・ 的 の ・ (予定)
なし

参 考 資 料

参考資料-1	【判定委員会】上申書.....	28
参考資料-2	【判定委員会】意見書.....	29
参考資料-3	【判定委員会】意見書に係る理由書.....	30
参考資料-4	【判定委員会】確約書.....	31
参考資料-5	【判定委員会】確約書.....	32
参考資料-6	【判定委員会】B氏の控訴審に係る提出資料一覧表.....	33
参考資料-7	【判定委員会】B氏の控訴審に係る「証拠資料」同意／不同意一覧表.....	34
参考資料-8	障害の疑いを確認するための簡易スケール	35

平成 23 年〇月〇日
〇〇高等裁判所第一刑事部
裁判長裁判官 〇〇〇〇 様

上 申 書

社会福祉法人 南高愛隣会
理事長 田 島 良 昭

B 氏の控訴審（第 2 審）にかかる上申書の提出について

窃盗罪にて現在控訴審中であります B 氏は、広汎性発達障害を有しており、これまでの窃盗事件に関しては、養育能力に疑問がある父親との二人暮らしで食べ物を買う金がなかったという環境的要因と、その劣悪な環境を自己の判断能力だけでは、改善できないという広汎性発達障害の障害特性が大きく影響していると考えられます。

また、B 氏は平成 22 年〇月〇日より現在まで 2 ヶ月以上に渡り、当法人が運営する更生保護施設「雲仙・虹」で生活しておりますが、その生活態度は極めて真面目で規則違反はただの一度もなく、社会内における福祉的更生支援により十分に改善できることを確信しております。

このことに情状酌量を切に望み、B 氏の公判につきまして、下記のと通りの措置をお願いすべく、ここに上申書として意見を申し上げさせていただきます。

記

- ・ 保護観察付執行猶予判決をお願いしたい
- ・ 長崎保護観察所による特別遵守事項の設定をお願いしたい
- ・ 長崎保護観察所、長崎県発達障害者支援センターしおさい、地域社会内訓練事業所が連携し、司法と福祉の連携による更生支援計画に基づく社会内更生支援の機会を是非与えていただきたい

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成22年〇月〇日

〇〇高等裁判所 御中

意見書

厚生労働科学研究 研究分担グループ
判定委員会
委員長 川 端 克 成

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、平成22年10月7日に開催いたしました「厚生労働科学研究（田島班） 触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」における『第2回判定委員会』において、「矯正施設における施設内処遇ではなく、社会福祉法人南高愛隣会が有する地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群 さつき）を基幹とした種々の福祉サービス利用のもと、社会内において更生・改善を図ることが適当である。」との判定が成されましたので、本委員会からの意見書として提出いたします。

意見書に係る理由書

厚生労働科学研究 研究分担グループ
判定委員会
委員長 川 端 克 成

1. 精神科医によって「発達障害」と診断された。

→診断名：「広汎性発達障害 特定不能のもの F84.9」

→F84.9：WHO（世界保健機構）の「ICD-10：国際疾病分類第10改訂版」で国際的に定められた「疾病コード」

2. これまでの犯行は、「環境的要因」と「発達障害による障害特性（個別性あり）」に強く影響している。

→環境的要因：

1. 父親との二人暮らしであったが、家庭内で親子の会話や顔を合わすこと等はほとんどなく、収入のなかった本人は満足に食事が食べられる環境ではなかった。
2. 生まれ持って発達障害があったにも関わらず、その障害がずっと見落とされ、これまでの生活の中で一度も福祉支援を受けたことがなく、母親が亡くなった以降は特に、困った時の相談者も全く不在の環境であった。

→発達障害による障害特性（個別性あり）：

1. 発達障害による障害特性の一つである「対人関係を円滑に構築していくことが苦手（他者との会話、他者の気持ちを読み取る等）」なため、アルバイト等で就労するもすべて長続きしていなかった。

3. 更生に向けては、矯正施設内における矯正処遇ではなく、本人の発達障害の特性に合わせた専門的且つ個別的支援が必要不可欠である。

→これまでも「微罪処分」や「司法による裁き（労役刑等）」を繰り返し経験してきてはいるが、それらが彼にとっては再犯を抑制する「経験」とは成り得ておらず、結果として再犯が繰り返されてきた。

すなわち、矯正施設内における一般的な矯正処遇で再犯防止の効果を期待することは彼の発達障害という障害特性上極めて困難であり、彼の真の更生を考えた場合には、その障害特性に合った専門的且つ個別的支援を社会内の更生プログラムによって処遇していくことの方が有効である。

4. 第一審後、生活環境を自宅から更生保護施設に移し、併せて福祉による就労訓練（支援）を受けることで、犯罪の傾向等が全く見受けられていない。

→第一審後、更生保護施設で生活し、福祉による就労訓練（支援）を受けている事実は、少年審判でいうところの「試験観察」に相当する。

この間、食事の心配をすることなく福祉による就労訓練（支援）を受けることで、再犯防止だけでなく職業的自立へとつながっており、地域社会内における訓練（支援）の有効性の根拠といえる。

平成22年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所 御中

確 約 書

社会福祉法人 南高愛隣会
(コロニー雲仙)
理事長 田島良昭 印

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、過去の犯罪に対する更生、改善に向け、本法人（社会福祉法人南高愛隣会）が運営する「更生保護施設 雲仙・虹」を含む「地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群さつき）」で受け入れることを確約いたします。

平成22年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所 御中

確 約 書

特定非営利活動法人
長崎県地域生活定着支援センター
所 長 酒 井 龍 彦 印

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、本センターが更生、改善を目的とする「更生保護施設雲仙・虹」を含む「地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群さつき）」への福祉サービス利用調整等を行い、保護観察所、福祉関係機関、医療機関、基礎自治体等と連携することで、その他必要とされる福祉の手立てを講じることを確約いたします。

B氏の控訴審に係る提出資料一覧表 (平成23年1月13日)

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 生活保護支給決定通知書	A市	1部	○: 同意
2. 障害福祉サービス受給者証	B市	1部	○: 同意
3. 心理判定の結果 / 証明書交付願・同意書	こども・女性・障害者支援センター	1部	△
4. 診断書	精神科医	1部	○: 同意
5. 意見書	厚生労働科学研究 (田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	各1部	×: 不同意
6. 意見書に係る理由書	厚生労働科学研究 (田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	1部	×: 不同意
7. 確約書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	未提出
8. 確約書 (地域生活定着支援センター)	特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター	各1部	未提出
9. 上申書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
10. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意 (控訴趣意書に添付)
11. 在所証明 (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	未提出
12. 在所証明 (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	未提出
13. 利用契約書 / 重要事項説明書 (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	×: 不同意
14. 支援者の日誌 / 聞き取り帳 (原本) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
15. 支援者の日誌 (総括) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
16. 支援者の日誌 (原本) (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
17. 支援者の日誌 (総括) (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
18. 本人の日誌	本人 (社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○: 同意
19. 本人の感想文	本人 (社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○: 同意
20. 罪を犯した障害者に対する支援実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
21. 南高愛隣会における社会自立の実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
22. パンフレット (社会福祉法人 南高愛隣会) (地域社会内訓練事業所) (就労継続支援事業所 A型) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	未提出 (第一審で同意)
(地域生活定着支援センター)	特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター		
23. 動画 (生活・作業風景等)	社会福祉法人 南高愛隣会	DVD 3セット (計9枚)	×: 不同意
24. 矯正統計年報等による統計資料	法務省	1部	未提出
25. 犯罪(司法)と発達障害に関する文献	日本評論社	3部	未提出
26. 発達障害に関する参考資料	厚生労働省 他	5種類	未提出
27. 「発達障害と司法」 (発達障害に関する参考書籍)	龍谷大学矯正・保護研究センター	1冊	未提出

表5 B氏の控訴審に係る「証拠資料」同意/不同意 一覧表

民間が作成した資料

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 意見書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	各1部	×:不同意
2. 意見書に係る理由書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	1部	×:不同意
3. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意 (控訴趣意書に添付)
4. 利用契約書 / 重要事項説明書 (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	×:不同意
5. 支援者の日誌 / 聞き取り帳(原本) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
6. 支援者の日誌(総括) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
7. 支援者の日誌(原本) (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
8. 支援者の日誌(総括) (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
9. 動画(生活・作業風景等)	社会福祉法人 南高愛隣会	DVD 3 セット(計 9 枚)	×:不同意
10. 本人の日誌	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○:同意
11. 本人の感想文	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○:同意
12. パンフレット (社会福祉法人 南高愛隣会) (地域社会内訓練事業所) (就労継続支援事業所 A 型) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	○:同意 (第一審にて既に同意)
(地域生活定着支援センター)	特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター		

公的機関が交付した資料

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 生活保護支給決定通知書	A市	1部	○:同意
2. 障害福祉サービス受給者証	B市	1部	○:同意
3. 心理判定の結果/ 証明書交付願・同意書	こども・女性・障害者支援センター	1部	× → ○ 不同意であったが、裁判官が必要性を認める
4. 診断書	精神科医	1部	○:同意

控訴趣意書に添付した資料

項目	交付/発行元	部数	特記
1. 上申書(地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	
2. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	不同意であったが控訴趣意書に添付
3. 罪を犯した障害者に対する支援実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	
4. 南高愛隣会における社会自立の実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	

「障害の疑いを確認するための簡易スケール」

平成 22 年度 厚生労働科学研究（田島班）松村研究分担グループ 判定委員会
長崎県地域生活定着支援センター

過去の記録等（生育歴・職歴等）から障害を確認するには

- 幼児期に言葉の遅れがあった。
- イジメられていた経験がある。
- 友達がいなかった。
- 学校の成績が悪かった。（ex. 通知表に「1」や「2」が多かった）
- 計算が苦手。
- <質問> 100から7を引いたら？ またそれから5を引いたら？
- お金があると残金を考えず、すぐに全部使ってしまう。
- 住所が言えない。
- 家族との関係が悪く、断絶している。
- 仕事が長続きせず、職を転々としている。
- 仕事の手順が変わると覚えられない。
- 整理整頓ができない。
- 地域で孤立しており、周りからの支援を拒否する。
- 過去、生活保護の申請をしたことがあるが断られた。
あるいは、生活保護を受給していたのに散財 or 自ら保護を断ち切っている（所在不明等）。
- 短絡的な行動が多い。（ex. 目先のことしか考えず、無計画（その場の思いつき）な行動）
- 同じような罪を繰り返している。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

勾留中の様子から障害を確認するには

- 接見中、目線が合わない。落ち着きがない。
- 同じことを繰り返し話す。
- 会話の途中で、まったく違う話（自分が興味のある話）を始める。
- 自分が犯した罪に関しても、ひょうひょうと話し、反省の態度が第三者に分かりづらい。
- 一見難しい言葉を使っているが、言葉の意味をあまり理解していない。
- 会話や立ち振る舞いにどこか違和感を感じる。
- 質問等に対して、どこかの外れな回答がある。
- 発言が曖昧で、質問に対する回答に一貫性がない。
- 理屈じゃなく何か変。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

既成事実から障害を確認するには

- 障害者手帳（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害手帳）を取得している。
- 障害者手帳は取得していないが、過去、特別支援学級（特殊学級）に在籍していた。
- IQ が「69以下」あるいは「69前後」である。
- 診断名がある。
（精神遅滞・広汎性発達障害・ADHD：注意欠陥多動性障害・LD：学習障害・統合失調症等）

※上記項目に当てはまる場合：「障害がある」あるいは「障害の疑いが極めて高い」